

平成28年10月から スプレー缶類排出時の 穴あけは不要です!



火災・事故防止のため、以下の方法で排出いただくようお願いします。

出し方

① 中身を完全に使い切って

缶を振って、中身が空であることを確認して



使い切れない場合は、お住まいの区の環境事業所(裏面)にご相談ください。

② 穴をあけずに、「資源用指定袋」か

「透明又は中身の見える半透明の袋」に入れて



③ 可燃ごみの収集日に、可燃ごみとは別にして(少し離して)



使い捨てライターなどと同じ「発火性危険物」として

資源ステーション(集積場所)には出さないでください。

収集車や工場の火災の原因になりますので、不燃ごみや空き缶には混ぜないでください。

事業者の方へ

- ・スプレー缶類は、一般家庭から出るものと同じ性状で、発生量が1事業所あたり1週間につき1袋(20リットルの指定袋相当)までの場合は、市の収集に出すことができます。
- ・スプレー缶類の処理を許可業者に委託している場合の排出方法は、許可業者にご相談ください。